

募集要領

1. 件 名 第 31 回 ISTS 愛媛・松山大会歓迎レセプション運営等業務委託
2. 概要及び目的
世界最大規模の宇宙国際会議「第 31 回宇宙技術および科学の国際シンポジウム(ISTS)愛媛・松山大会」が四国で初めて開催されることに伴い、開催地として、愛媛・松山の魅力を国内外の参加者に対して伝えるおもてなしの心あふれる歓迎レセプションを開催し、ISTS のスタートを華々しく飾るとともに、愛媛・松山の魅力ある食や文化を PR する。
3. 業務内容 仕様書（別紙 1）のとおり
4. 履行期間 契約締結日から平成 29 年 6 月 5 日(月)まで
5. 履行場所 実行委員会の指示する場所
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. 提案限度価格 3,840,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
8. 参加資格要件
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること
(1) 法人格を有している者であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
(4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
(5) 当該委託業務に類似する業務を 1 年以上営んでいること。
(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
(7) 愛媛県又は松山市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。
(8) 愛媛県又は松山市の業務委託（建設工事に係る業務委託を除く。）における入札参加資格回避の措置を受けている者でないこと。
9. 募集要領等の配布
(1) 期 間 平成 29 年 4 月 7 日（金）から平成 29 年 4 月 17 日（月）まで
(2) 場 所 松山市二番町四丁目 7-2 松山市役所 総合政策部企画戦略課
(3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は実行委員会ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <http://www.ists-ehime.space>
*配布時間は 9 時～17 時（土日、祝日を除く。）

10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は実行委員会委員等5名で構成する。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 平成29年4月7日（金）から平成29年4月14日（金）（17時まで）
- (2) 受付方法
別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。
また、電子メールを送信した後に、企画戦略課まで送信した旨の電話をすること。
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに受け付けるものとする。
- (3) 回答及び公表 平成29年4月17日（月）
質問者に電子メールで回答するとともに、実行委員会ホームページで公表する。
ホームページアドレス <http://www.ists-ehime.space>

14. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成29年4月18日（火）17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 1～5」の書類を提出すること
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市総合政策部企画戦略課内 実行委員会事務局 担当:矢野
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

15. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成29年4月24日（月） 17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 6～9」の書類を提出すること
- (3) 提出部数 各6部（正本1部・副本5部）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市総合政策部企画戦略課 実行委員会事務局 担当:矢野
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）
- (6) 提案書記載上の留意事項
提案書には、仕様に基づく提案をA4用紙10頁以内で記載すること。（片面を1頁とし、表紙を除く。）また、提案書とは別に業務の執行体制や従事者の経歴、類似業務の実績が確認できる資料を提出すること。（様式不問）

16. 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、平成29・30・31年度愛媛県競争入札参加資格又は平成29・30年度松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び7～8の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	
2	印鑑登録証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書 （原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
6	企画提案書	A4サイズ縦置きとする。
7	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	
8	経営状況等調査表（様式2）	
9	参考見積書（様式3）	

17. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時 平成29年5月1日（月）【予定】

（※詳細な日時・実施場所については別途通知する。）

(2) 実施場所 会場等詳細は、別途通知する。

(3) 実施時間 1者につき35分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 15分程度

(4) 出席者

①1者につき5名までとする。

②業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の

配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、入札参加者が用意すること。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

18. スケジュール

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表 | 平成29年4月7日(金) |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付 | 平成29年4月7日(金)
～平成29年4月14日(金) |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 | 平成29年4月17日(月) |
| (4) 参加表明書の提出締切り | 平成29年4月18日(火) |
| (5) 応募業者数等の公表 | 平成29年4月19日(水) |
| (6) 提案書等の提出締切り | 平成29年4月24日(月) |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 平成29年5月1日(月)(予定) |
- (正式な日時・場所は、後日、別途通知する。)
- | | |
|--------------------|---------------|
| (8) 特定・非特定結果の通知・公表 | 平成29年5月上旬(予定) |
| (9) 契約締結・公表 | 平成29年5月上旬(予定) |

19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

20. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、実行委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は実行委員会に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

21. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

松山市総合政策部企画戦略課内 実行委員会事務局 担当:矢野、高内、徳永

TEL: 089-948-6213

FAX: 089-934-1804

メールアドレス: ists-jimoto@city.matsuyama.ehime.jp